

〈原著論文〉

保育における傷害予防の変遷

横井良憲*

1. 本研究の背景・目的

保育の特性は養護と教育であり、子どもの生命や健康を守ることは、保育を行う上で行わなければならないことのひとつである。平成30年保育所保育指針解説では、「子どもの健康と安全を守ることは、保育所の基本的かつ重大な責任」であるとし、「子どもが安心して過ごせる保育の環境の確保に保育所全体で取り組んでいく必要がある」としている。傷害予防は子どもの健康と安全を守る取り組みであるので、保育者個人だけでなく、保育所全体で取り組んでいく必要がある。

現場の保育者にとって傷害予防に用いる用語の定義や区別がわかりにくい¹⁾こと、ベテランと新人で同じ保育場面でも傷害予防に対する捉え方が異なる²⁾ことが指摘されている。保育所全体で子どもの健康と安全を守るうえで、保育所保育指針解説でも職員間の情報共有やコミュニケーションが不可欠としていることから、同じ用語を取り扱う際に、保育者によって意味合いや程度が異なることは適当ではない。傷害予防の基盤となる理論の理解についても同様で、保育所全体で共有された取り組みが重要となる。

このため、本研究では、保育における傷害予防の変遷を整理し、研究及び実践上の課題を明らかにするものである。

具体的には、まず保育所保育指針等での傷害予防の取り扱いの移り変わりを整理し、先行研究における取り扱いの移り変わりを概観する。傷害予防に取り組む上で注目すべき項目を整理し、基礎資料を得る。

2. 保育所保育指針等における傷害予防の取り扱いの変遷

日本の歴史はいくつかの点で大きく分けることができるが、現在の多くの法律は戦後GHQの指導の下制定されたものが多く、保育に関係する児童福祉法等も戦後に制定されている。このため、本論では、昭和23年保育要領を起点とし、現行の保育所保育指針に向かい、保育所保育指針等における傷害予防の取り扱いの変遷を見る。

昭和23年保育要領は、保育と銘打っているものの文部省が発行した。この保育要領の中に保育所での生活についても言及がされていることから、太平洋戦争後すぐの日本において、保育所で傷害予防がどのように取り扱われていたのか参考とした。

昭和23(1948)年保育要領³⁾では、傷害予防に割かれた紙幅は多くない。記載内容の特徴として、保育や看護に不慣れな者であっても、どのようなことを行えばよいか明確にわかるように、詳細な記載がされている点が挙げられる。例えば、「遊具の故障」や「けがのもとになるガラスの破片などないように」(三 幼児の生活指導、1 身体の発育、4 けがに気をつけよう)と書かれ、「せともの、ガラス製のものはこわれやすく、けがをすおそれがある」(四 幼児の生活環境、3 遊具)とも注意している。「角や先のとがっていないもの」、「はさみは先が丸いもの」、「幼児は口に入れやすいから、着色・形状等無害であること」、「水洗いできるものがよい」(四 幼児の生活環境、3 遊具)としている。予防と

* 幼保連携型認定こども園立南保育園

は少しずれるが、きずは「オキシフルまたはほう酸水でよく洗い、ていねいにふきとって、その後にマキクロームをつけておく」（三 幼児の生活指導、1 身体の発育、4 けがに気をつけよう）とあり、消毒等の薬品名まで指定がある。予防や手当のこのような記述から、それほど程度の高くない内容ではあるが、必要最低限度子どもの傷害予防のために必要な事柄を具体的な例を提示しながら示しており、わからない者を前提に、手取り足取り要点を提示している印象を受ける。

昭和 27（1952）年保育指針⁴⁾では、「衛生、栄養、病気の予防、看護等について十分な訓練を受けることが必要である」と明記され、傷害予防について学ぶ必要性が示された。しかし、指針に示されたこれらの訓練内容がどのようなものであればよいかという記載はなく、具体的な実行性を持った記載というより、保育者のあるべき姿を示したものであった。

平成年代に入り、平成 2（1990）年保育所保育指針（通知）⁵⁾では「保母は子どもの事故発生についての知識を持つとともに、保護者に対しても子どもの事故について認識を深めるための協力を求める」（第 12 章 7 事故防止・安全指導）と示された。また、「交通事故の防止に配慮し（中略）交通安全のための指導を実施する」とも記されている。傷害予防に関係する記述はこの 2 か所であり、解説⁶⁾も発行されているものの、この箇所についての解説はほとんどなく、昭和 27 年保育指針と同様に、保育者のあるべき姿は明確となっているものの、具体的にどのような対策や研修を行えばよいのか指針から読み取ることは難しい。

現行の、平成 30 年保育所保育指針解説⁷⁾に目を移すと、「（保育所の）安全の確保などに努めること」と総則に明記され、「子どもの健康と安全を守ることは、保育所の基本的かつ重大な責任である」としている。また、「子どもが安心して過ごせる保育の環境の確保に保育所全体で取り組んでいく必要がある」とし、保育者個人だけでなく、組織管理の面からも、傷害予防等に取り組む必要性を明確にしている。平成 2 年の指針と異なる点として、子どもの健康と安全に対して記載が多く、指針、解説ともに具体的な内容に言及しており実行性の面でも充実した内容になっている。傷害予防への具体的言及は第 3 章 健康及び安全 3 環境及び衛生管理並びに安全管理（2）事故防止及び安全対策にされている。（表 1）

アでは、保育全般において傷害予防にどう取り組むのか、イでは、保育の中でも特に重大な傷害が発生しやすいとされている「食う・寝る・水遊び」について取り上げ、具体的な取り組みや注意点を示している。また、それぞれに対して、充実した解説も示されている。

まとめると、傷害予防に関して、昭和 23 年保育要領は具体的に記載がされているものの、内容は程度が高いものとは言い難く、保育に携わる者の知識・技能のレベルがまちまちであったことがうかがえる。昭和 27 年保育指針は、保育士が衛生等に関する訓練（研修）を受ける必要性を示した点で重要である。しかし、平成に入っても「事故防止は保育の大きな目標であることを認識する必要がある」と傷害予防に対する保育士のあるべき姿が示されるのみで、実行性のある内容が記載されているとは言い難かった。ところが、平成 30 年保育所保育指針では、これまでに比べ、傷害予防に関する研究等を踏まえ、

表 1. 平成 30 年保育所保育指針事故防止及び安全対策における傷害予防の記載

ア
保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。
イ
事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

具体的にやるべきことの記載も明示している。このため、これまでの、保育者のあるべき姿を示すだけの記載と異なり、保育所全体でどのようなことを行っていくのか具体的にわかるようになっており、実行性の高い記載へと変わった。

また、現行の指針においては、子どもの健康と安全を守ることは保育者のみならず、保育所全体が行うものであるとし、組織としての責任も明確にするに至った。これは、傷害予防が個人の力のみで取り組むには難しく、組織的な対応の誤りで子どもの命が亡くなった事故を踏まえ、傷害が発生しないシステム作りの重要性が反映されている。

もう一点、保育所での傷害発生への意識にも変化があったことがわかった。昭和23年保育要領では、「片時もじっとしていないのが幼児の本質であるから、かすり傷・突き傷・切り傷など絶え間がないのが普通であるが、まずよけいなけがをさせないように」とある。つまり、余計ではないけがを許容している書き方となっている。平成2年保育所保育指針になると「事故防止は保育の大きな目標であることを認識する必要がある。」と記載が変わり、現行の指針でも同様に、程度によってはけがを許容するような記載がなくなった。

保育や教育現場では、「けがをすることから学びがある」ということがささやかれることがあった。しかし、「指導者がけがを容認してしまうとリスクが放置され、やがて大事故につながる可能性が高くなる」ことが指摘⁸⁾され、現在では、保育所等でけがを許容することは適切ではない。このため、指針における記載の変遷は、「けがをすることから学びがある」といった旧来の誤った考えを、保育分野においても是正した現れと捉えることができる。

3. 文献における傷害予防の取り扱いの変遷

(1) 潜在危険論から3Eアプローチへ

今日では保育分野でも活用されるヒヤリ・ハット分析と縁の深いハインリッヒの法則⁹⁾が、労働災害分野で提唱されたのが1929年である。1970年にはハドンが疫学的手法をモデルにしてハドンのマトリックス¹⁰⁾を考案した。疫学的に傷害要因を分類する方法であるため、根本原因を除去することができなくても、他の要因にアプローチすることで、傷害の程度を抑えたり、防いだりすることができる。1975年には、航空分野でSHELLモデルという事故要因分析モデルが開発された。中心に据え置かれたL(Liveware:運航に関わる者)の周りに、S(Software:運航規程やデータなど形にならないファクター)、H(Hardware:機械、機器、設備等形のあるファクター)、E(Environment:仕事や行動に影響を与える環境)、L(Liveware:運航に関わる者以外の者)を配置するモデル¹¹⁾で、保育分野でも傷害予防の要因分析方法として保育者養成校向けの教科書でしばしば目にする。

この頃1960年代から1970年代にかけて、本邦では須藤春一により『潜在危険論』¹²⁾が提唱された。潜在危険論では「事故は事故の因である潜在危険の存在によって起こる」とし、「潜在危険に対する発見や理解や処理の能力の差異が当然の事故だの不慮の事故だのと二本建てにして語るようになっているだけで、事故の本質からいえば全く同等に考えねばならない現象である」と述べ、全ての事故には要因(潜在危険)があり、「不慮の事故」という言葉が人々に事故防止に対するあきらめをもたらしていると指摘した。潜在危険は環境、服装、行動、心身状態の4つの領域に分かれて存在し、潜在危険が時間の経過と共に増大し、複数の潜在危険が同時に存在するようになると事故が発生するとした。この潜在危険論は子どもの傷害予防についての書籍で長らく引用され^{13) 14)}、少なくとも2000年代のはじめ頃までは、保育分野では潜在危険論が、傷害予防の中心的理論として採用されていた。

ヒヤリ・ハット(分析)¹⁵⁾は、文献的にはこの言葉が生まれた年代と場所は不明といわれているが、日本国内で使われ始めた言葉のようだ。ヒヤリ・ハットは保育分野のみならず、航空分野や医療分野で

も活用されており、1980年にはリスクマネジメントの必要性が高い、航空や医療分野で既に援用されていたと伝え聞く。1987年に、ハインリッヒの訳書¹⁶⁾が発行されていることから、この頃に、ヒヤリ・ハットが誕生したか、ヒヤリ・ハットとハインリッヒの法則が結びついた可能性が高い。現在でも各分野で事故防止の方法として用いられており、保育の傷害予防でも活用されている。

1998年に箱ブランコによる傷害に対する裁判が起こった。この裁判を契機に、遊具の安全基準を作る動きとなり、国交省調査検討委員が欧米の遊び場安全会議に出席する等、子どもの傷害予防に関する国際的な考えが本邦に入るきっかけとなった¹⁷⁾。

これまで、潜在危険論が主流であった傷害予防理論だが、2000年代に入り3Eアプローチにとって代わられるようになった。2010年に、今井が傷害制御の基本原理の一つとして3Eアプローチ¹⁸⁾を示した。2008年に世界保健機関(WHO)が“World report on child injury prevention”を発刊し、その中で3Eアプローチが取り上げられており、医療分野の傷害予防理論は3Eアプローチが主流となる。山中は、提唱された際はEducation(教育)・Engineering(製品)・Enforcement(法制化)であった3Eを、Education(教育)・Environment(環境・製品)・Enforcement(法制化)とまとめ¹⁹⁾、保育者に向けての発信を行っている。

保育分野では2011年に、田中がSHELLモデルを参考にした田中の保育用-SHELL分析：K-SHELL²⁰⁾を開発した。K-SHELLは、子ども子育て支援新制度における重大事故の報告様式の中に、傷害発生の要因分析としてしばらくの間採用されていた。

これまで見てきた傷害予防理論や要因分析方法には共通した考え方がある。傷害は予防(制御)できるものであり、そのために要因を見つけ、対策をとることができるものに対してアプローチしていくという考え方である。本邦では、須藤が潜在危険論として提唱し、米国では3Eがスーザン・ベイカーにより概念化された。洋の東西を問わず、それぞれで考え出された傷害予防理論は共通の方法を持っており、このため、有効な傷害予防理論として信ぴょう性がある。いずれの傷害予防理論でも、重要なのは傷害要因を分析することである。これまで見てきたように、傷害要因の分析が肝であることはよく理解されており、このため、ハドンのマトリックスに始まり、潜在危険論4つの領域、SHELL、3E、K-SHELLといった様々な要因分析やその視点が提案されている。

本論では、傷害要因の分析方法としてどれが優れているかを比較検討することは目的としていないが、それぞれの長短があり、決定的なものはない。しかし、保育実践において活用するには、専門家ではなく、保育者が活用できることが必須である。K-SHELLは実際に保育者が活用できるか調査しており、エビデンスがあると言える。

(2) 事故から傷害へ

本論では、あえて事故とすべきところ以外は一貫して傷害と記載した。統計上では、「不慮の事故」という言葉があるが、不慮がついていなくても、事故(accident)にはもともと「避けることができない」という意味が含まれている。しかし、事故は予測可能であり、科学的に分析し、対策を講じれば予防することが可能であることから、欧米ではinjury(傷害)を使うことが勧められている²¹⁾という。

須藤は潜在危険論の中で、「不慮の事故ということばは、実にまちがっている。事故には、不慮の事故とか、当然の事故とかいう区別はなく、事故は起こるべくして起こるだけの理由がある。その事故のもとを潜在危険という」と述べ、「事故」に変わる語の提案はないものの、「不慮の」意味合いを早くから否定していた。

一方で、「事故」という語に対して、「人を死亡させたり、傷つけたり、財産に損害を与えたりする予期しないできごと」(全米安全会議)、「一見それとわかるような、傷害をもたらす予期せざる事件」(世界保健機関WHO)、「比較的短時間にかつ無意図的に作用する外力・エネルギーによって生体、物件に

損傷をもたらす現象」(詫間晋平)といった定義がなされた。いずれも、予期せざるというニュアンスを多分に含む定義であった。

「事故」から「傷害」へ動き出したのは1992年に衛藤・山中ら²²⁾によって問題提起がなされたことをきっかけに、本邦でも傷害予防を研究する者を中心に「傷害」が定着しつつある。一方で、専門家でない者と話すときに、傷害予防と言うより、事故予防と言ったほうが何をお話するのか理解してもらいやすく、まだまだ保育者や一般人への周知が乏しい。

(3) リスクとハザード

安全の定義も様々である。細谷ら²³⁾は、単に「安らかで、危険のないこと」ではないとし、「安全とは危険の可能性をのぞき、事故を除去することを目的とする。人間行動の変容により生じた状況、あるいは、状態である。物理的環境の設計によりより生じた状況、あるいは状態である」(フロリオ)、「現実としての『事故』『災害』につながる『可能性』としての『危険』が最小限に限定され、かつ適切に『制御』された状態を『安全』と考えることができる」(詫間晋平)の2つの定義を示した。向殿²⁴⁾は「方策を施すことにより、残留リスクと、安全にするためのコストとそれから受ける利便性などを考慮して、許容可能なリスクを超えて適切どころまでリスクを低減した状態」とし、いわゆる0リスクでなくても安全というものが存在することを指摘した。

リスクは、日常生活の中でしばしば間違ったニュアンスで使われることがある。統計的なデータはないものの、悪いことが起こる確率であったり、または、悪いことが起こった場合の程度のひどさについて語られる。実際には、リスクとは「事件・事故の発生確率と発生強度のことで²⁵⁾」と大泉は定義しており、冒頭の使い方が誤っていないようにも感じる。しかし、厳密には、「危害の発生確率と危害のひどさの組み合わせ」(ISO/IECガイド51)とされ、掛札も「リスク=ハザードの深刻さ×そのハザードによって被害が起こる確率²⁶⁾」としており、同じ定義をしている。リスクの捉え方で重要なのは、確率だけであったり、被害の深刻さだけを指すのではなく、これが組み合わせられていることである。

ハザードは危険を指す言葉であり、人の命、財産、環境等に悪影響を与える可能性のある危険²⁷⁾を指す。しかし、松野²⁸⁾は、保育とも関係が深い遊具に関して、2002年に国土交通省が公表した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」では、リスクとハザードという言葉があいまいに定義されていると述べ、日本の安全基準が「遊びの価値を重視し、子どもの成長の糧となるリスクをいかに残すかという欧州の考え方と、重篤な事故を減らすためにハザードを特定し適切な対処を行っていくべきであるという米国の考え方」を折衷する形で進み、「子ども自ら予測可能な危険=リスク」、「子どもが予測できない危険=ハザード」という独特の概念定義となった。」と指摘している。

2013年に野田²⁹⁾が「ハザードとリスクの頻度及び深刻さは別尺度として定義することが適当である」とし、取り除くべきハザードを横軸にとり、子どもの認知可能程度を縦軸にとった、2軸4象限の「遊具の本質として内在するハザード」の概念構成図を示した。リスクかハザードかにこだわるのではなく、それぞれの特徴を考察し、子どもの認知可能と組み合わせ、実践に活かしやすい形にまとめられた。

傷害予防において、リスクやハザードの定義に決着がつくことが本来の目的ではない。リスクやハザードの定義が明確になること、それをを用いて保育者によって子どもの傷害予防が適切に実施され、子どもの健康と安全が確保されることが最大の目的である。

4. 保育における傷害予防で変わっていないもの

これまで、傷害予防に関する変遷に注目してきたが、昔からあまり変わっていないものについても、今回の研究から見えてきた。

昭和 23 年保育要領の「よけいなけがをさせないように」が、軽いけがを許容する文言であることの問題点は 2 章で触れた通りであるが、そうだとしても、今も昔も、指針等は子どもの生命を大切に考え、保育者は子どもの健康と安全を担保するように明示していることがわかった。

ところで、平成 30 年保育所保育指針解説には次のような記載もある。「保育中、常に全員の子どもの動きを把握し、職員間の連絡を密にして子どもたちの観察の空白時間が生じないようにする。子どもの安全の観察に当たっては、午睡の時間を含め、一人一人の子どもの確実に観察することが重要である」(第 3 章 健康及び安全 3 環境及び衛生管理並びに安全管理 (2) 事故防止及び安全対策 ア) 本指針は、傷害予防に関する記述が多く、かつ具体的な内容が多い。しかし、この記載に関しては、「常に全員の子どもの動きを把握し」という部分が、具体的なふりをして、実はできもしないことを述べているように感じる。

実際に考察すると、常に子どもの動きを把握していたら傷害は発生しないだろう。把握とあるので、目視または目視をしていない子どもはどこで何をしているのかわかっていればよいのだろう。子どもが園外に出てしまい死亡した事例もある。しかし、園外に勝手に出ることを、保育者が常に全員の子どもの動きを把握しているだけで防ぐことができるだろうか。迅速な対応につなぐことはできるかもしれないが、把握だけでなく、設備面から子どもが園外へ出にくい工夫もしなくてはならない。園内での行き先がわかっており、遊んでいる姿が想像できれば、実際に目視しなくてもよいのだろうか。それは、常に把握していると言えるのだろうか。この文言は典型的な、「できない傷害予防³⁰⁾」になっていると考える。理想的な保育者像は見えてくる。そうすると、表 2 でとりあげた子どもの健康と安全に関する保育者の使命も同じように理想的な保育者像が見えてくる。もちろん、指針等に理想的な保育者像が書いてあるのは当然である。しかし、傷害予防では、理想的な面ばかりにひっぱられてはならない。

保育における傷害予防の変遷から、事故を傷害に読み替えるようになったのは、傷害が制御できるからであることをよく理解し、私たちが行わなくてはならないのは、指針に描かれた保育者のあるべき姿を表面的に追い求めるのではなく、確実に子どもの健康と安全を守る傷害予防を実行することである。

表 2. 子どもの健康と安全に関する保育者（所）の使命

昭和 23 年 保育要領：幼児教育の手引き（文部省）
よけいなけがをさせないように
平成 2 年 保育所保育指針（通知）厚生省児童家庭局
事故防止は保育の大きな目標であることを認識する必要がある
平成 30 年 保育所保育指針解説 厚生労働省
子どもの健康と安全を守ることは、保育所の基本的かつ重大な責任である

引用文献

- 1) 櫻井貴大・横田典子・野田美樹・林陽子（2020）子ども空間安全チェックリストの作成と有効性の検討：インタビュー調査を通して。岡崎女子短期大学子ども好適空間研究, 2. 10-19
- 2) 野田舞・山田真紀（2018）園庭遊具の遊びの価値と安全性を高める方法についての実証的研究：ハザードとリスクの概念を中心に。保育学研究, 56 (2). 39-50
- 3) 文部省（1979）昭和 23（1948）年保育要領『幼児教育百年史』ひかりのくに. 533-583
- 4) 岡田正章ら（1980）昭和 27（1952）年保育指針『戦後保育史 第一巻』フレーベル館. 249-252
- 5) 厚生省児童家庭局（1990）平成 2（1990）年保育所保育指針。フレーベル館。
- 6) 国際子ども研究所編（1990）改定保育所保育指針解説。北大路書房。

- 7) 厚生労働省 (2018) 保育所保育指針解説平成 30 年 3 月. フレーベル館.
- 8) 西田佳史・山中龍宏 (編) (2019) 保育・教育施設における事故予防の実践: 事故データベースを活かした環境改善. 中央法規. 42
- 9) H. W. ハイน์リッヒ・D. ピーターセン・N. ルース (著) 井上威恭 (監修), (財)総合安全工学研究所 (訳) (1987) ハイน์リッヒ産業災害防止論. 海文堂出版. 59-60
- 10) Christoffel T. Gallagher SS. Injury Prevention and public health. Maryland: Aspen publication, 1999.
- 11) 村上耕一・斎藤貞雄 (1997) 機長のマネジメント: コクピットの安全哲学 <クルー・リソース・マネジメント>. 産業能率大学出版部. 79-91
- 12) 須藤春一 (1972) 21 世紀の安全教育: 安全能力開発の構想. 帝国地方行政学会. 1-36
- 13) 日本児童安全学会 (1994) 幼稚園・保育所における子どもの安全. ぎょうせい: 東京. 5-8
- 14) 荻須隆雄ら (2004) 遊び場の安全ハンドブック. 玉川大学出版部: 東京. 52-56
- 15) 三木とみ子 (2012) 養護教諭のヒヤリ・ハット. ぎょうせい: 東京. 3-8
- 16) 同掲, 9.
- 17) 同掲, 14. 95-127
- 18) 今井博之 (2010) 傷害制御の基本的原理. 日本健康教育学会誌, 18 (1). 32-41
- 19) 同掲, 8. 10
- 20) 田中哲郎 (2011) 保育園における事故防止と安全保育. 日本小児医事出版社: 東京. 135-147
- 21) 同掲, 8.
- 22) 衛藤隆・山中龍宏・清水美登里ら (1992) 「事故」の定義についての検討. 日本医事新報, No.3567. 97
- 23) 細谷英彦・谷田貝公昭 (1978) 園児事故. 学苑社: 東京. 19
- 24) 向殿政男 (2016) 入門テキスト安全学. 東洋経済新報社.
- 25) 大泉光一 (2012) 危機管理学総論: 理論から実践的対応へ [改訂版]. ミネルヴァ書房.
- 26) 掛札逸美 (2012) 乳幼児の事故予防: 保育者のためのリスク・マネジメント. ぎょうせい: 東京. 43
- 27) 同掲, 26. 43
- 28) 松野敬子 (2012) 遊具の安全規準におけるリスクとハザードの定義に関する一考察社会安全学研究, 3. 51-73
- 29) 同掲, 2.
- 30) 同掲, 8. 13